

新型コロナウイルス感染症陽性判明後の流れ

(令和4年9月改訂)

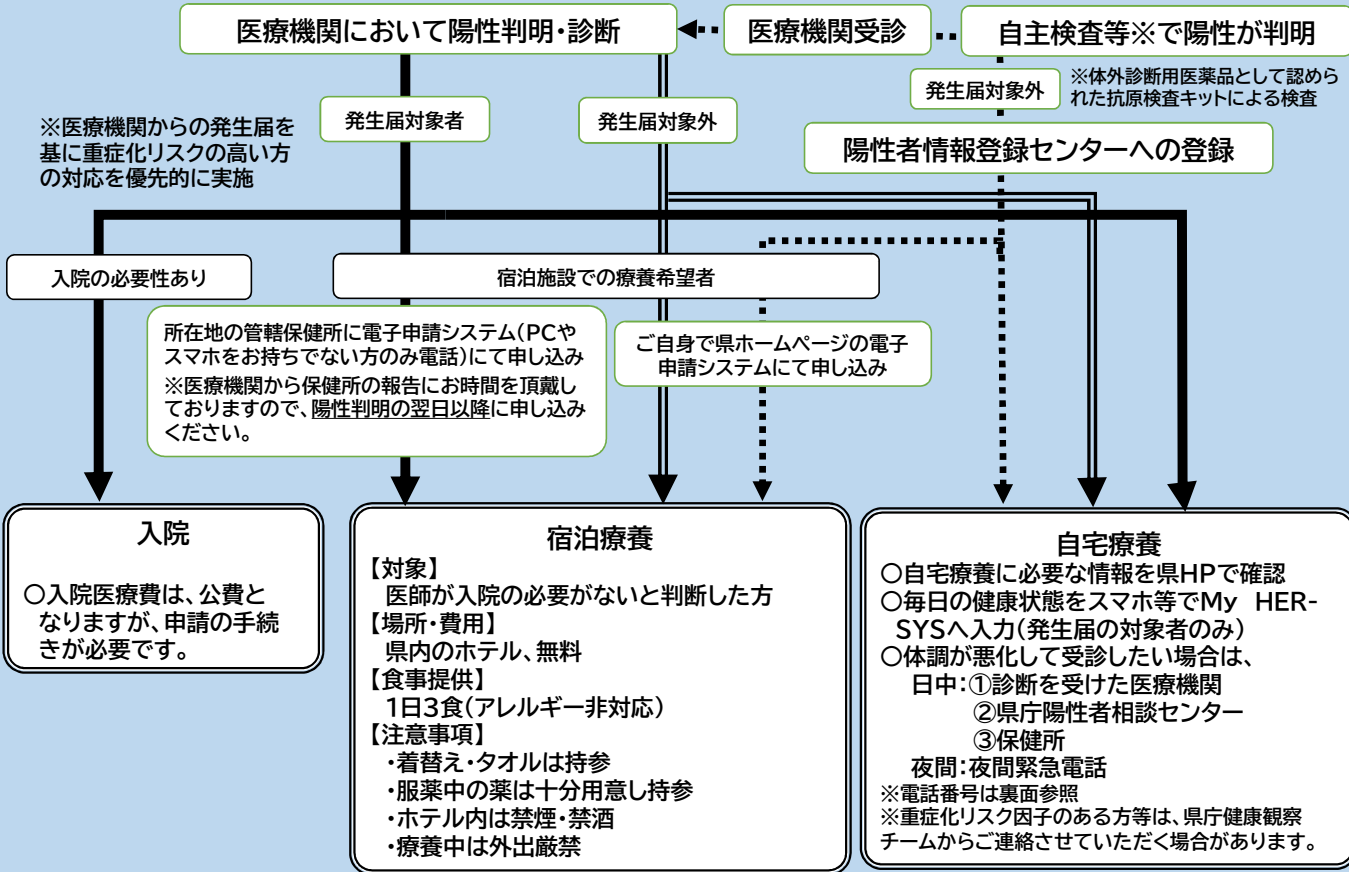
発生届の対象者

新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下のいずれかに該当する方

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスク※があり、かつ、コロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要と医師が判断する方
- ④妊婦の方

(※)重症化リスク因子: ワクチン未接種(1回接種のみの方も含む)、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、免疫低下状態の者

陽性判明から療養までの流れ



療養期間

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
例	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12
【有症状】 発症日					症状 軽快	...						
	療養期間(10日間かつ症状軽快後72時間経過※1)											
【無症状】 検体採取日												
	療養期間(7日間※1)											
												療養 解除

有症状者は発症日から10日間、無症状者は検体採取日から7日間は自宅待機してください。

※1 療養期間の最終3日間において、解熱剤の服用や発熱等の症状がある場合は、療養期間が延長となる場合がございます。保健所または健康観察チームへご連絡ください。

体調が悪化した時は速やかに受診した医療機関にご相談ください。

(参考) 濃厚接触者の特定及び考え方について

以下の方を濃厚接触者として特定します。

- (1)陽性者と同一世帯内の全ての同居者
- (2)ハイリスク施設(医療機関、高齢者・障害児者施設)で以下の濃厚接触の考え方に該当する方

【濃厚接触の考え方】

陽性者の感染可能期間中(※2)に、①または②の接触があった者

- ①車内等で長時間(1時間以上)の接触
- ②手で触れる距離(目安として1m)でマスクなしで15分以上の接触(工作中、休憩時間等も含む)

※2 陽性者が有症状の場合は発症日の2日前から、無症状の場合は陽性となった検体採取日の2日前から療養解除されるまでの期間

濃厚接触者の待機期間

- ①、②のいずれか遅い方を0日として5日間(6日目解除)
- ①陽性者の発症日(無症状の場合は検体採取日)
- ②陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日
ただし2日目、3日目に抗原定性検査キットで陰性であれば3日目解除

新型コロナウイルス感染症の検査が陽性になった方へ

1. 体調悪化時の相談について

(宿泊・自宅療養される方向け)

○医療相談アプリ「リーバー」による医師への相談

- ・体調悪化時に医療相談アプリにてチャットによる医師への医療相談等のサービスを利用することができます。
- ・なお、利用の際には企業コードが必要になりますので、県庁陽性者相談センター(029-301-4269(8:30~17:15))にお問合わせください。



医療相談アプリ「リーバー」HP

<https://www.leber.jp/covid19/>

2. 発生届の対象の方

(1) 宿泊施設での療養を希望する場合

- ・所在地の管轄保健所に電子申請システム(パソコンやスマートフォンをお持ちでない方のみ電話)でお申し込みください。



陽性の方へのご案内/県HP

(2) 健康管理について(健康観察機能(MY HER-SYS)への登録)

- ・診断を受けた医療機関で伝えた携帯番号に、「MY HER-SYS」登録のためのショートメールが届きます。
- ・届きましたら速やかに、URLにアクセスし、一緒に添付されたHER-SYS IDを入力していただき、初回登録をお願いします。
- ・登録ができましたら、健康状態の入力を開始してください。(1日2回、午前11時と午後3時までに入力をお願いします。)
- ・初回登録が正常にできない場合は、以下までご連絡ください。

【MY-HER-SYSや自動架電の使い方に関する問い合わせ窓口(一般の方向け)】

電話番号:03-5877-4805,03-6885-7284,03-6812-7818

受付時間:9時30分~18時15分(土日祝日を除く)

※ショートメールが届くまで少しお待ちいただく場合がございます。

- ・県庁健康観察チームや保健所から日々の入力内容についての問い合わせや入力が確認できなかった場合等には連絡する場合があります。
- ・体調がすぐれない、心配な症状がある場合は、県庁健康観察チームの電話番号を「MY HER-SYS」登録のためのショートメールにて送付しますので、ご確認のうえご連絡ください。
- ・なお、水戸市内で療養している方は、水戸市から案内されている連絡先へお問い合わせください。

3. 発生届の対象外の方

(1) 宿泊施設での療養を希望する場合

- ・右のQRコードから電子申請システムでお申し込みください。
- ※申請時に診断を受けた医療機関と診断日を入力いただきます。



宿泊施設での療養について/県HP

(2) 健康管理について

- ・療養期間中は、各自、検温等の健康管理をお願いします。
- ・体調がすぐれない、心配な症状がある場合は、以下にご相談ください。
日中:①診断を受けた医療機関 ②県庁陽性者相談センター(029-301-4269) ③所在地を管轄する保健所
夜間:夜間緊急電話 029-301-5380(17:15~8:30)
(体調悪化時の緊急相談ですので体調悪化以外の相談には対応できません。)

(3) 療養証明書の発行について

- ・発生届の対象外の方は、療養証明書の発行ができません。なお、厚生労働省では事業者等が感染した従業員等に医療機関や保健所が発行する検査結果を証明する書類を求めないことを要請しております。

名称	電話番号	管轄
中央保健所	029-241-0100	笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
ひたちなか保健所	029-265-5515	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
日立保健所	0294-22-4188	日立市、高萩市、北茨城市
潮来保健所	0299-66-2114	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
竜ヶ崎保健所	0297-62-2161	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
土浦保健所	029-821-5342	土浦市、石岡市、かすみがうら市
つくば保健所	029-851-9287	常総市、つくば市、つくばみらい市
筑西保健所	0296-24-3911	結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町
古河保健所	0280-32-3021	古河市、坂東市、五霞町、境町
水戸市保健所	0120-845-567	水戸市